

第80号議案

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

パートナーシップ関係の相手方を有する市職員の勤務時間、休暇等の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの」を加える。

(府中市職員旅費支給条例の一部改正)

第2条 府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「含む。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの」を加える。

(府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」

という。)」を加え、同条第2項中「、配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「同じ。)」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第16条第3項第2号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第4項第1号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第2号中「の配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第5項第5号ア及びイ並びに第7項第1号及び第2号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第19条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

（府中市職員退職手当条例の一部改正）

第4条 府中市職員退職手当条例（平成25年3月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「含む。)」の次に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（第16条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）であった者」を加える。

第16条第8項第2号中「含む。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第5号中「同条第2項」の次に「(パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

(府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（第9条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第9条中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

2 第4条の規定による改正後の府中市職員退職手当条例第16条第8項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

参 考（第1条関係）

府中市職員の給与に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの</u></p> <p>(2)～(6) 省 略</p> <p>3～6 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 省 略</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)～(6) 省 略</p> <p>3～6 省 略</p>

参 考（第2条関係）

府中市職員旅費支給条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 省 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>

参 考（第3条関係）

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は<u>東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>が、市の規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務（第3項において「深夜勤務」という。）をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合に</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、市の規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務（第3項において「深夜勤務」という。）をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期</p>

新

において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、市の規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 省 略

（育児休業）

第16条 省 略

2 省 略

3 省 略

(1) 省 略

(2) 非常勤職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相

旧

に達するまでの子のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、市の規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 省 略

（育児休業）

第16条 省 略

2 省 略

3 省 略

(1) 省 略

(2) 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子

新

手方が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業又は第18条の規定により任命権者が定める妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 省 略

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業

旧

の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業又は第18条の規定により任命権者が定める妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 省 略

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業

新

又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる

旧

又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされ

新

場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等
育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到
達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)
において地方等育児休業をしている場合

ウ～エ 省 略

4 省 略

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日
(当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ
関係の相手方がこの項の規定に該当し、又はこれに相
当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあ
っては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日
の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児
休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6
か月到達日において育児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の
相手方が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者又は
パートナーシップ関係の相手方がする地方等育児休業
の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日
後である場合にあっては、当該末日とされた日)にお
いて地方等育児休業をしている場合

旧

た日が当該子の1歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日)において地方等育児休業
をしている場合

ウ～エ 省 略

4 省 略

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日
(当該非常勤職員の配偶者がこの項の規定に該当し、
又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業を
する場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末
日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6
か月到達日において育児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当
該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた
日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日)において地方等育児休業を
している場合

新	旧
(3)～(4) 省 略	(3)～(4) 省 略
5 省 略	5 省 略
(1)～(4) 省 略	(1)～(4) 省 略
(5) 省 略	(5) 省 略
ア 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合	ア 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
イ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合	イ 配偶者と別居した場合
ウ 省 略	ウ 省 略
(6)～(7) 省 略	(6)～(7) 省 略
6 省 略	6 省 略
7 省 略	7 省 略
(1) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合	(1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
(2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合	(2) 配偶者と別居した場合
(3) 省 略	(3) 省 略
8 省 略	8 省 略
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)	(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

新

第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 省 略

旧

第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 省 略

参 考（第4条関係）

府中市職員退職手当条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
（遺族の範囲及び順位）	（遺族の範囲及び順位）
第4条 省 略	第4条 省 略
(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <u>又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（第16条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）であった者</u>	(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
(2)～(4) 省 略	(2)～(4) 省 略
2～5 省 略 （失業者の退職手当）	2～5 省 略 （失業者の退職手当）
第16条 省 略	第16条 省 略
2～7 省 略	2～7 省 略
8 省 略	8 省 略

新	旧
<p>(1) 省 略</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者</u> 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する額</p> <p>(3)～(4) 省 略</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項（<u>パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。</u>）に規定する移転費の額に相当する額</p> <p>(6) 省 略</p> <p>9～13 省 略</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施</u></p>	<p>(1) 省 略</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する額</p> <p>(3)～(4) 省 略</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する額</p> <p>(6) 省 略</p> <p>9～13 省 略</p>

新

旧

行日」という。) から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の府中市職員退職手当条例
第16条第8項の規定は、施行日以後に支給すべき事由
が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支
給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお
従前の例による。

参 考（第5条関係）

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（扶養手当）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9条において同じ。）<u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（第9条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p>(2)～(6) 省 略</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第9条 単身赴任手当は、管理者が指定する公署への異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方の</u>引き続きの就業<u>その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとな</u></p>	<p>（扶養手当）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9条において同じ。）</p> <p>(2)～(6) 省 略</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第9条 単身赴任手当は、管理者が指定する公署への異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、配偶者の引き続きの就業<u>その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署</u></p>

新

った職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 省 略

旧

に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。